

CCC.1/Circ.2

2015 年 10 月 20 日

液状化の可能性あるボーキサイトの運送について

1. 貨物運送小委員会(CCC)の第二回会合(2015 年 9 月 14~18 日)にて、2015 年 1 月 2 日に乗組員 18 名の死者を出したバハマ船籍・船齢 10 年のスープラマックス撒積貨物船“BULK JUPITER”沈没事故への考察を含むボーキサイトの運送に関し、バハマから提出された提案書(CCC 2/5/16)について検討を行いました。
2. 国際海上固体ばら積み運送規則(IMSBC Code)ではボーキサイトは Group C(液状化のおそれがある貨物)に分類されています。しかしながら、バハマからの提案書によれば、当該沈没事故は貨物の液状化によって発生した可能性が高いことが判りました。また、当該貨物を安全に運送することを確保するために、オーストラリア及びボーキサイトに関する共同関係者からのボーキサイト貨物性状調査に関する提案について更なる検討が必要と考えております。
3. 継続中の調査結果が出るまでの間、当小委員会は以下の結論を出しました。
 - (1) 国際 P&I グループのこれまでの努力にかかわらず、ボーキサイトの運送に関し液状化の危険性について注意喚起を行う必要があること。
 - (2) ボーキサイトの液状化の可能性については、IMSBC Code の Group C に分類される貨物であるために記載されていないこと。
 - (3) 運送許容水分値(TML)を超える水分を含む Group A(液状化するおそれのある貨物)の貨物が船積みされた場合、貨物のシフトの危険があり、転覆に繋がる可能性があること。
 - (4) 船長は以下のいずれかの状況が無い限り、この貨物の積載を了承すべきではありません。
 - ① Certificate に記載されている水分値が表示許容水分値 10%未満であり、IMSBC Code のボーキサイト個別スケジュールに定める粒径分布未満であること。
 - ② 当該貨物が Group A と申告され、荷送人が IMSBC Code の Paragraph 4.3.1 に従って TML と水分量を申告していること。
 - ③ 現地監督当局が当該貨物を分析し Group A に該当しないことを決定した場合。前記分析結果が IMSBC Code の Paragraph 1.2.1 の要求どおり、荷送人から船長に提供されていること。
 - (5) 当該貨物が荷送人の申告どおりに積まれていることにつき船長が疑義を抱くのに

理由がある場合、船長は船積みを中断し、荷送人に貨物の特性が正しいことを確認させるべきです¹。必要があれば船積地の監督当局から助言を求めるべきです。

- (6) 当該貨物が Group A と申告された場合、船長は IMSBC Code の第 7 節「液状化するおそれのある貨物」を参照すべきです。
4. 国際海事機関(IMO)はボーキサイトの運送に伴う危険やリスクについて調査を行っており、この調査が終了次第、IMSBC Code の改訂を検討することとしています²。
 5. IMO の加盟政府は荷送人、ターミナル運営者、船舶所有者、運航者、用船者、船長並びにその他全ての関係者に対し注意喚起するための情報を与えるとともに、ばら積みボーキサイトの取扱いや運送を行う際に、IMO の関係文書の規定を考慮したうえで、彼らに十分な注意と適切な対応を執るよう要求することが求められています。

¹ SOLAS 条約(1974 年の海上における人命の安全のための国際条約)の第 6 章第 2 規則をご参照下さい。

² 貨物運送小委員会は通信部会(Correspondence group)を設置するとともに、加盟政府及び国際機関に対して、早い段階でボーキサイトの安全な取扱い及び運送についての情報提供を IMO に行うよう求めていました。この結果は 2016 年 9 月に開催の第 3 回小委員会にて検討される予定です。